

(別添)

1 放課後等デイサービス及びタイムケアについて、分散登校の終了までは、休業しているものとして、学校休業日単価を適用することとします。

また、市内で、学校が休業中の児童や分散登校となっている児童と、通常通り登校する児童が混在する場合も、全部を休業しているものとして、6月末までは学校休業日単価を適用します。この取扱いの終了の日については改めてお知らせします。

2 現在、支給決定されている支給量に関わらず、基準の範囲内(放課後デイサービスは14日/月、タイムケアは9日/月)を上限として、追加の利用をできることとします。なお、これに係る個人の申請は不要とします。

3 障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等に係る柔軟な取り扱いについて、当面、継続します。

ただし、学校の臨時休業の取扱趣旨(集団感染リスク)に鑑み、施設内が過密な状況(2.47㎡/人を下回る(小数点以下切捨))になるような受入れは控えてください。あわせて、利用者に対する支援の面から、定員の150%(小数点以下切捨)を超過しない範囲としてください。

4 当面、利用者が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所への通所を自粛した場合に、電話や訪問などで、児童の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして基本報酬の対象とします。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

5 以下に該当する場合、学校が休業しているものとする取扱いがなかった場合の利用料(当初から予定していた利用分に相当する利用料)のみを利用者に請求いただき、利用者の負担軽減に配慮した取扱いとします。

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた場合
- ② 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じた場合
- ③ 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わる場合
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じた場合
- ⑤ 利用予定の日に、利用者が通所の自粛をした場合で、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を電話等の方法により行った場合